

# 介護保険料が 決まりました

お問い合わせは  
長寿支援課介護保険係  
☎43-7055

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われ、今回の「第4期事業計画」で平成21年度から23年度までの介護保険料が決まりました。

65歳以上のかたの介護保険料額は、本人と世帯員の市民税課税状況と年金などの所得金額で決定され、7月に決定通知書または納付書が送付されます。

## 保険料の納めかた

### ①年金から天引きされるかた(特別徴収)

老齢退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上のかた

### ②納付書で納めるかた(普通徴収)

老齢退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満のかた

年金の年額が18万円以上のかたでも、次のようなときには納付書または口座振替で保険料を納めていただきます。

- ・年度途中で第1号被保険者(65歳)になったとき
- ・年度途中で他の市区町村から転入したとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更したとき

とき

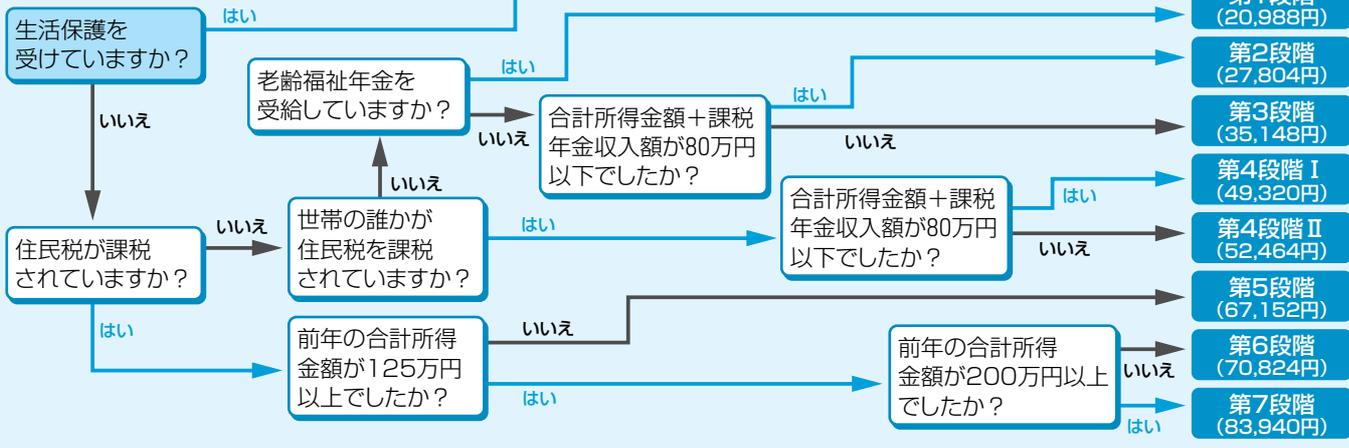
・年金の現況届けを期限までに提出するのが遅れて、一時的にでも差し止めになったり、年金担保貸付を受けたりしたとき、年金特別便などで新たな年金給付期間などが発見されたときなど

## 納期内に納めましょう

納付書が送付されたかたは、第1期の納期限が7月31日です。忘れずに納付してください。

納付には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替にすると、金融機関まで足を運ぶことなく確実に納付出来ます。手続きは、金融機関の窓口印鑑と通帳、納付書をご持参ください。

## 【保険料を計算してみよう】



## 65歳以上のかたの保険料(平成21年度から23年度まで)

段 階	対 象 者	保 険 料 (年 額)	
第 1 段 階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯のかた	基準額×0.4	20,988円
第 2 段 階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.53	27,804円
第 3 段 階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるかた	基準額×0.67	35,148円
第 4 段 階 I	●本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかたで、世帯内に住民税課税者がいる場合	基準額×0.94	49,320円
第 4 段 階 II	●本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるかたで、世帯内に住民税課税者がいる場合	基 準 額	52,464円
第 5 段 階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.28	67,152円
第 6 段 階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満のかた	基準額×1.35	70,824円
第 7 段 階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上のかた	基準額×1.6	83,940円

**第4期事業計画で変更したこと**

○介護を必要とする高齢者の増加や介護報酬の引き上げ、介護施設整備などのため、保険料の基準額が上がりました。

○低所得者層の負担を軽減するため、保険料の区分を「6段階」から2段階増やし、細かく分けました。